



「防災(復興)対策の推進についての提言書」

が提出されました

出雲市男女共同参画推進委員会(小汀泰之会長・竹下和子副会長)では、平成25年度の取組として、過去の災害による教訓を活かし、出雲市における地域への啓発として、男女共同参画の視点からの防災対策についての提言書を作成し、市長へ提出されました。

提言書では、「男女が共同して防災に対応できる強い地域になるために平常時から意識啓発が大切とし、「地域での男女共同参画の意識を高めるためには、地域自らが取り組むことが大切なことであり、その活動の積み重ねが地域の力を強めていくものと確信している。」と結んでいます。

この提言を受け、市では、各地域での男女共同参画の視点を盛り込んだ具体的な取組を実施し、男女共同参画意識をさらに高めていく取組を一層推進していきます。

～提言書の内容～

提言Ⅰ 地域における男女共同参画意識づくりの推進

災害時に、男女が共同して防災に対応できる強い地域となるために、平常時からすべての世代に対し、家庭・地域・学校・職場で男女共同参画の意識啓発を行い、男女がともに認め合い支えあう地域づくりを進める。

- ◆地域の拠点であるコミュニティセンターを中心とした講座の充実
- ◆被災地で起きているDV(ドメスティックバイオレンス)等の被害事例を踏まえた学習機会の提供 など

提言Ⅱ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災(復興)のすべての過程、会議、組織等で、女性の参画を拡大し、女性の意見を反映させる。

- ◆防災会議等における女性委員の割合を高める など

提言Ⅲ 地域における男女共同参画の視点での避難所運営及び復興の取組

各地域での防災計画・避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を盛り込み、災害対応時に地域で支えあう仕組みをつくる。

- ◆各地区災害対策本部等での男女共同参画の視点を盛り込んだ計画等の作成 など

男女共同参画のまちづくりにむけ、男女共同参画センターを中心に各種講座をはじめ、地域への出前講座を行っています。お気軽におたすねください。

男女共同参画についてのおたすねは・・・
市民活動支援課 ☎ 21-6952



「地域における取組」
出雲市男女共同参画まちづくり
ネットワーク会議
「おもいやり防災部会」による
避難所運営模擬体験

ファーストレスポンス体制発定

消防本部では、突然の心肺停止患者に対する救命率向上を目的に応急手当の普及啓発を行っています。しかし、消防署から遠隔地では、AED(※)が設置されている地域は少なく、また、施設にAEDが設置されていても施設外で使用される体制は整っていないのが現状です。

そこで、本市の救命率の向上を目指した取組として、平成23、24年度に救急要請から救急車が現場に到着するまで20分以上を要する遠隔地域8地区を選定し、この遠隔地にAEDを配備する事業がスタートしました。

5月25日、その8地区のうち、地区内の賛同・協力が得られた多伎地域の奥田儀地区で、救急初期対応者(ファーストレスポンス)体制を実施することになり、その発足式が行われました。



消防長から、地区を代表して認定証を受け取る奥田儀地区錦織自治会長

から個人の携帯電話に送られてくる電子メールや自己確認で、救急現場に駆けつけ応急手当を行う人です。また、傷病者に対する



ファーストレスポンスの模擬をする奥田儀地区の住民の皆さんと消防職員(奥田儀地区生活改善センター前)

して、救急隊が到着する前に確実な応急手当や救急活動の補助などを行える者が出向し、救急隊に引き継ぐまでの救急対応を行う体制をいいます。ファーストレスポンス体制の実施は、欧米各国ではすでに行われていますが、国内では、石川県加賀市に続いて2番目となります。

今回、奥田儀地区の約70世帯160人のうちから、25人がファーストレスポンスに登録され、この日は、登録者を対象としたAEDの講習会が行われました。また、発足式では、登録者を代表して、奥田儀地区の錦織自治会長が、消防長から認定証を受け取りました。錦織会長は、「今後、当地区では高齢化がますます進み、ファーストレスポンスの活動を通じ、地区のふれあいを大切に、安全安心に結びつけていきたい。」と話していました。

おたすね／警防課 (☎21-6606) (☎21-6606)

土砂災害警戒区域を指定

地すべり危険区域

県は土砂災害防止法に基づき、「土砂災害警戒区域(通称「イエローゾーン」)の指定を進めています。『土砂災害警戒区域』とは、「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地すべり」が発生した場合に住民に危害が生じるおそれのある区域で、市内には、すでに「急傾斜地1、738箇所」「土石流1、131箇所」を指定しています。

本年4月には、新たに市内180箇所(左表)の「地すべり危険区域」を指定しました。詳しい区域は、防災安全課や各支所で確認することができます。

土砂災害警戒区域内及びその周辺にお住いの皆さんは、長雨や大雨時、地震発生後等には十分注意し、土砂災害が発生する前の前兆現象に気付いたら、早めの避難を心がけましょう。

《地すべり》

粘土などの地中の滑りやすい層に雨水が入り込み、地面がズルズルと動き出す現象。

新たに指定された地すべり危険区域数

地域名	地すべり危険区域(箇所)
出雲地域	32
平田地域	62
佐田地域	40
多伎地域	17
湖陵地域	6
大社地域	17
斐川地域	6
市内合計	180

詳しくは、
出雲県土整備事務所
(☎30-5615)
または
防災安全課 (☎21-6606)
におたすねください。

こんなところが危険!

- 地面に段差やきれつがあるところ
- 樹木や電柱が傾いているところ

こんな前ぶれに注意!

- 水面や井戸の水が濁る
- 斜面から水が噴き出す
- 家やよう壁に亀裂が入る
- 家やよう壁、樹木や電柱が傾く



佐田町御幡地内(平成24年8月6日発生)